

滋 観 交 第 5 0 0 号
平成 24 年(2012 年)11 月 26 日

滋賀県観光事業審議会 会長 様

滋賀県知事 嘉田 由紀子

滋賀県観光振興指針の改定にあたっての基本的事項について（諮問）

本県では、滋賀の観光を盛り上げ、最上級のおもてなしの心をもって、魅力あふれる「滋賀」づくりをさらに飛躍させていくため、平成 21 年 3 月に「新・滋賀県観光振興指針 近江の誇りづくり観光ビジョン」(以下、「指針」という。)を策定し、平成 25 年度までの 5 年間を計画期間として、観光振興の取り組みをすすめてきたところです。

これまで 3 年半が経過したところですが、昨年は大河ドラマの舞台となり、市町、観光関連団体、観光事業者、県民の皆さんとともに、県全体が一丸となった観光誘客に取り組んだ結果、過去最高の観光入込客数を記録するなど明るい要素もあった一方、新型インフルエンザの発生や東日本大震災、国際関係など「外的要因」によって観光客数が大きく左右されることとなりました。

このようななか、滋賀県観光の認知度は依然として低く、その向上が大きな課題となっています。

このような状況をふまえ、滋賀県の魅力を少しでも多くの方々に知って頂き、来訪者を増やしていくため、指針の計画期間満了にあたって、その内容全般について再検討を行いたいと考えております。本県の観光資源の魅力を最大限活用した観光振興の具体的な方向性を示した指針となるよう改定することとし、滋賀県観光事業審議会条例第 2 条に基づき、その基本的事項について貴審議会の意見を求めるものであります。